

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五郷土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成30年6月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	今井 康博	観音寺市大野原町海老済402番地	平成30年3月31日
〃	久保 孝一	〃 〃 井関70番地2	〃
〃	佐伯 明浩	〃 〃 〃 389番地	〃
〃	佐伯 芳信	〃 〃 〃 386番地1	〃
〃	柴田 一	〃 〃 田野々790番地1	〃
〃	平口 忠	〃 〃 有木370番地1	〃
〃	藤岡 清三	〃 〃 内野々280番地3	〃
〃	村上 精誌	〃 〃 田野々368番地2	〃
監事	武田 大二朗	〃 〃 井関709番地	〃
〃	原田 茂由	〃 〃 田野々210番地	〃
〃	藤川 和昭	〃 〃 内野々134番地	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	今井 康博	観音寺市大野原町海老済402番地	平成30年4月1日
〃	佐伯 明浩	〃 〃 井関389番地	〃
〃	佐伯 昌輝	〃 〃 〃 226番地	〃
〃	武田 大二朗	〃 〃 〃 709番地	〃
〃	平口 忠	〃 〃 有木370番地1	〃
〃	藤岡 正治	〃 〃 内野々58番地	〃
〃	藤田 勝義	〃 〃 田野々740番地3	〃
〃	堀口 友彦	〃 〃 〃 550番地1	〃
監事	大塚 映真	〃 〃 井関653番地	〃
〃	立石 隆男	〃 〃 内野々268番地	〃
〃	藤川 恒	〃 〃 田野々908番地	〃